

日出町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実施要綱

令和2年5月7日日出町告示第53号

改正 令和2年5月15日日出町告示第57号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第1章の2 特別定額給付金（第4条の2）

第1章の3 子育て世帯への臨時特別給付金（第4条の3）

第1章の4 子育て世帯応援事業（第4条の4—第4条の8）

第2章 中小企業等事業活動維持支援補助金（第5条—第9条）

第3章 中小企業等経営支援利子補給金（第10条—第15条）

第3章の2 中小企業等賃借料等補助金（第15条の2—第15条の6）

第3章の3 ひじYEAH EAT！ 町内飲食店緊急支援事業（第15条の7—第15条の11）

第3章の4 食を支える日出町農林漁業者がんばれ緊急支援事業補助金（第15条の12—第15条の17）

第4章 学校臨時休業対策事業（第16条—第20条）

第5章 雑則（第21条—第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が町民に及ぼす影響の緩和を図るため、緊急経済対策を実施することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「新型コロナウイルス感染症」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項

に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策)

第3条 町が行う新型コロナウイルス感染症緊急経済対策は、特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、子育て世帯応援事業、中小企業等事業活動維持支援補助金、中小企業等経営支援利子補給金、中小企業等賃借料等補助金、ひじYEAH EAT!町内飲食店緊急支援事業、食を支える日出町農林漁業者がんばれ緊急支援事業補助金及び学校臨時休業対策事業とする。

(日出町補助金等交付規則の適用)

第4条 第2章から第4章までに規定する補助金等の交付については、この要綱に定めるもののほか、日出町補助金等交付規則(平成20年日出町規則第4号。以下「補助金等規則」という。)の定めるところによるものとする。

第1章の2 特別定額給付金

第4条の2 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が町民に及ぼす影響の緩和を図り、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金を支給する。

2 特別定額給付金の支給については、日出町特別定額給付金給付事業実施要綱(令和2年日出町告示第51号)の定めるところによる。

第1章の3 子育て世帯への臨時特別給付金

第4条の3 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特別給付金を支給する。

2 臨時特別給付金の支給については、令和2年度日出町子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱(令和2年日出町告示第52号)の定めるところによる。

第1章の4 子育て世帯応援事業

(子育て×ひじ^イYEAH^エ EAT^イサポートチケット)

第4条の4 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う保育所等の利用自粛、学校休業等による子育て世帯の負担を軽減し、売上が減少している飲食業者を支援するために、子育て×ひじYEAH EATサポートチケット(以下

この章において「サポートチケット」という。)を交付する。

- 2 サポートチケットは、500円券10枚つづりとする。
- 3 サポートチケットの規格、図柄及びその他必要な事項は、町長が別に定める。
- 4 サポートチケットは、交付対象者の住所又は居所に郵送する方法により交付するものとする。

(交付対象者)

第4条の5 サポートチケットは、令和2年5月1日(以下この章において「基準日」という。)において町の住民基本台帳に記録されている者であって、対象児童の保護者(以下この章において「交付対象者」という。)に対して交付する。

- 2 前項の対象児童は、基準日において町の住民基本台帳に記録されている者であって、平成17年4月2日から令和2年4月1日までに生まれたものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、基準日において町内に居住し、配偶者からの暴力その他の理由により町の住民基本台帳に記録されていない者又は町の住民基本台帳に記録されている住所と異なる場所に居住する者が町長に申し出た上で、町長が適当であると認めたときは、交付対象者とみなすことができる。

(サポートチケットの使用等)

第4条の6 サポートチケットは、第15条の8第1項に規定する登録飲食業者(以下この章において「登録飲食業者」という。)との間における持ち帰り又は配達のための食料品の購入取引においてのみ使用することができる。

- 2 サポートチケットを使用できる期間は、令和2年5月20日から令和2年10月31日までの間とする。
- 3 第1項の規定により使用されたサポートチケットの券面金額の合計額が食料品の対価を上回るときは、登録飲食業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われぬものとする。

- 4 サポートチケットは、転売、譲渡、交換及び換金を行うことができない。
- 5 サポートチケットは、交付を受けた本人又はその代理人に限り使用することができる。

(登録飲食業者の責務)

第4条の7 登録飲食業者は、前条に規定する事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) サポートチケットによる取引の拒否を行わないこと。
 - (2) サポートチケットによる取引が新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施されることを理解し、円滑な運営に協力すること。
 - (3) その他この要綱に定められていること。
- 2 町長は、登録飲食業者が前項に規定する事項に違反した場合又は町長が適当でないと認める場合は、登録飲食業者の登録を取り消すことができる。

(サポートチケットの換金手続)

第4条の8 登録飲食業者は、第4条の6第4項の規定にかかわらず、換金手続依頼書兼受領書(様式第1号)及び使用済のサポートチケットを町長に提出し、並びに登録飲食業者であることを証する書類の写しを提示して、サポートチケットの換金手続(以下この章において「換金手続」という。)を行うことができる。

- 2 町長は、前項に規定する換金手続の依頼を受理した場合は、当該登録飲食業者に対してその券面金額に相当する金銭を小切手又は現金で支払う。
- 3 換金手続は、町長が指定する場所において実施する。
- 4 換金手続を行うことができる期間は、令和2年6月1日から令和2年11月13日までの間において町長が定める日及び時間とする。
- 5 登録飲食業者は、換金手続により小切手の交付を受けたときは、当該小切手の期限の日又は令和2年11月24日のいずれか早い日までに現金化しなければならない。

第2章 中小企業等事業活動維持支援補助金

第5条 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動を維持するために

金融機関等から融資を受けた事業者に対し、中小企業等事業活動維持支援補助金を交付する。

(交付対象者)

第6条 中小企業等事業活動維持支援補助金の交付を受けられる対象者は、今後も事業を継続する意思がある事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内において主たる事業所又は事務所を有し、かつ、事業を行う事業者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）

イ 社会福祉法人

ウ 医療法人

エ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、金融機関等から事業活動資金として融資を受けているもの

(3) 令和2年2月以後における任意の1月の売上高が、前年同月等の売上高と比較して100分の5以上減少しているもの

(4) 中小企業等事業活動維持支援補助金の交付を受けることを目的として受けた融資ではないもの

2 前項の規定にかかわらず、第3章に規定する中小企業等経営支援利子補給金の交付を受けた事業者は、中小企業等事業活動維持支援補助金の対象としない。

(中小企業等事業活動維持支援補助金の額)

第7条 中小企業等事業活動維持支援補助金の額は、融資を受けた額の100分の3に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、30万円を限度とする。

2 新型コロナウイルス感染症に起因して、複数の融資を受けている交付対象

者にあつては、当該融資を受けた額の合計額を前項の融資を受けた額とする。

(申請手続)

第8条 補助金等規則第4条第1項の申請は、日出町中小企業等事業活動維持支援補助金交付申請(実績報告)書(様式第1号の2)により行うものとする。

2 補助金等規則第4条第1項の町長が定める書類は、次に定めるものとする。

(1) 履歴事項全部証明書の写し又は町内で事業を行っていることを証する書類

(2) 金融機関等が発行する融資額を証する書類の写し

(3) 前号に規定する書類に、新型コロナウイルス感染症に起因する融資である旨の記載がない場合にあつては、当該融資であることが確認できるもの又は融資を受けた金融機関等が発行する証明書(様式第2号)

(4) 売上高が減少していることの申告書(様式第3号)及びその根拠を示す書類

3 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第4号若しくは第5号又は第6項の規定による認定書の交付を受けている交付対象者にあつては、当該認定書の写しをもって前項第4号に規定する書類に代えることができる。

4 補助金等規則第4条第1項の町長の定める時期は、当該融資が実行された日以後2月を経過する日又は令和3年3月31日のいずれか早い日とする。

(交付決定及び額の確定の通知)

第9条 中小企業等事業活動維持支援補助金に係る補助金等規則第6条に規定する交付決定の通知及び補助金等規則第11条第2項に規定する額の確定通知は、日出町中小企業等事業活動維持支援補助金交付決定(額の確定)通知書(様式第4号)によるものとする。

第3章 中小企業等経営支援利子補給金

第10条 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動を維持するために金融機関等から既往債務の返済条件変更(返済の猶予又は返済額の減額を

行ったものに限る。以下この章において同じ。)に係る承認を受けた事業者に対し、中小企業等経営利子補給金を交付する。

(交付対象者)

第11条 中小企業等経営支援利子補給金の交付を受けられる対象者は、今後事業を継続する意思がある事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内において主たる事業所又は事務所を有し、かつ、事業を行う事業者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。)

イ 社会福祉法人

ウ 医療法人

エ 特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)

(2) 金融機関等から事業活動資金として融資(日出町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱(平成31年日出町告示第32号)による補助金に係る融資を除く。)を受けているものであって、新型コロナウイルス感染症の影響により、当該金融機関等から既往債務の返済条件変更に係る承認を受けたもの

(3) 令和2年2月以後における任意の1月の売上高が、前年同月等の売上高と比較して100分の5以上減少しているもの

(4) 中小企業等経営支援利子補給金の交付を受けることを目的として行った返済条件変更ではないもの

2 前項の規定にかかわらず、第2章に規定する中小企業等事業活動維持支援補助金の交付を受けた事業者については、中小企業等経営支援利子補給金の対象としない。

(交付対象期間)

第12条 中小企業等経営支援利子補給金の交付対象となる期間(以下この章

において「交付対象期間」という。)は、前条第1項第2号に規定する承認を受けた日以後に支払った利子(繰上償還に係るもの及び返済遅延により加算されたものを除く。以下この章において「約定利子」という。)の支払月分から6月以内とする。

(中小企業等経営支援助利子補給金の額)

第13条 中小企業等経営支援助利子補給金の額は、前条に規定する交付対象期間内において金融機関等へ支払った約定利子(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。)の額とする。ただし、10万円を限度とする。

2 新型コロナウイルス感染症に起因して、複数の既往債務について金融機関等から返済条件変更の承認を受けている交付対象者にあつては、当該承認を受けたすべての融資について、交付対象期間内において金融機関等へ支払った約定利子の合計額を前項に定める額とする。

3 前項の場合において、交付対象者は、当該融資に係るいずれか一つの交付対象期間を選択できるものとする。

4 第1項及び第2項に規定する約定利子の額に対し、日出町以外の機関から利子補給金の交付を受けることができる事業者にあつては、当該約定利子の額から当該利子補給金の額を減じた額を第一項に定める額とする。

(申請手続)

第14条 補助金等規則第4条第1項の申請は、日出町中小企業等経営支援助利子補給金交付申請(実績報告)書(様式第5号)により行うものとする。

2 補助金等規則第4条第1項の町長が定める書類は、次に定めるものとする。

(1) 履歴事項全部証明書の写し又は町内で事業を行っていることを証する書類

(2) 返済条件変更に係る契約書など金融機関等が発行する書類の写し又は当該金融機関等が発行する証明書(様式第6号)

(3) 金融機関等が発行する交付対象期間に係る利息の支払額を証する書類

(4) 売上高が減少していることの申告書(様式第3号)及びその根拠を示

す書類

- 3 中小企業信用保険法第2条第5項第4号若しくは第5号又は第6項の規定による認定書の交付を受けている交付対象者にあつては、当該認定書の写しをもって前項第4号に規定する書類に代えることができる。
- 4 補助金等規則第4条第1項の町長の定める時期は、交付対象期間に係る約定利子の支払が完了した日以後2月を経過する日又は令和3年3月31日のいずれか早い日とする。

(交付決定及び額の確定の通知)

第15条 中小企業等経営支援助子補給金に係る補助金等規則第6条に規定する交付決定の通知及び補助金等規則第11条第2項に規定する額の確定通知は、日出町中小企業等経営支援助子補給金交付決定(額の確定)通知書(様式第7号)によるものとする。

第3章の2 中小企業等賃借料等補助金

第15条の2 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が減少した事業者に対し、事業所又は事務所(以下この章において「事業所等」という。)を維持管理する経費を支援するため、中小企業等賃借料等補助金を交付する。

(交付対象者)

第15条の3 中小企業等賃借料等補助金の交付を受けられる対象者は、今後とも事業を継続する意思がある事業者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内において事業所等を有し、かつ、事業を行う事業者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 中小企業者(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。)

イ 社会福祉法人

ウ 医療法人

エ 特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)

(2) 令和2年2月から7月までの間における任意の1月の売上高が、前年同月等の売上高と比較して100分の20以上減少しているもの

2 前項の規定にかかわらず、第3章の4に規定する食を支える日出町農林漁業者ががんばれ緊急支援事業補助金の交付対象者及び農業、林業又は漁業を行う個人は、中小企業等賃借料等補助金の対象としない。

(中小企業等賃借料等補助金の額)

第15条の4 中小企業等賃借料等補助金の額は、一の事業者につき、次に掲げる要件により、次の表の左欄の区分した場合に対応する同表の右欄に定める額とする。

- (1) 事業所等に係る賃借料を支払う事業者
- (2) 前号に掲げる事業者以外の事業者
- (3) 事業所等が自ら居住する用途を兼ねるものである事業者
- (4) 事業所等が従たるものである事業者

区分		補助金の額
第1号に 該当	第3号又は第4号のいずれかに該当	補助基礎額の2分の1に相当する額
	第3号及び第4号のいずれにも該当	補助基礎額の4分の1に相当する額
	その他	補助基礎額に相当する額
第2号に 該当	第3号又は第4号のいずれかに該当	5万円
	第3号及び第4号のいずれにも該当	2万5,000円
	その他	10万円
備考		
1 この表において「補助基礎額」とは、共益費、上下水道料、駐車場料その他の賃借料と区分される経費を除いた賃借料の月額に3分の1を乗じて得た額の6月分に相当する額をいう。		
2 第1号に該当する場合における補助金の額は、20万円を限度とし、		

その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(申請手続)

第15条の5 補助金等規則第4条第1項の申請は、日出町中小企業等賃借料等補助金交付申請(実績報告)書(様式第7号の2)により行うものとする。

2 補助金等規則第4条第1項の町長が定める書類は、次に定めるものとする。

(1) 履歴事項全部証明書の写し又は町内で事業を行っていることを証する書類

(2) 前条第1項第1号に該当する者にあつては、事業所等に係る建物等の賃貸借契約書の写し又は事業所等の家賃額等を証する書類

(3) 売上高が減少していることの申告書(様式第7号の3)及び売上高を証する書類

3 中小企業信用保険法第2条第5項第4号若しくは第5号又は第6項の規定による認定書の交付を受けている交付対象者にあつては、当該認定書の写しをもって前項第3号に規定する書類に代えることができる。

4 補助金等規則第4条第1項の町長の定める時期は、令和2年9月30日までとする。

(交付決定及び額の確定の通知)

第15条の6 中小企業等賃借料等補助金に係る補助金等規則第6条に規定する交付決定の通知及び補助金等規則第11条第2項に規定する額の確定通知は、日出町中小企業等賃借料等補助金交付決定(額の確定)通知書(様式第7号の4)によるものとする。

第3章の3 ひじY E A H E A T ! 町内飲食店緊急支援事業

第15条の7 新型コロナウイルス感染症の拡大に起因して、売上が減少している町内の飲食業者を応援し、食料品の持ち帰りを推進するため、町民への情報提供を行い、及び町内飲食店緊急支援補助金を交付する。

(情報提供の方法)

第15条の8 町長は、あらかじめ町長の登録を受けた町内の飲食業者(以下

この章において「登録飲食業者」という。)における持ち帰り商品に関する情報を広報誌、インターネットの利用その他の方法を用いて広く町民に提供する方法により支援を行う。

2 前項の登録の方法は、町長が別に定めるところによるものとする。

3 登録飲食業者は、持ち帰り商品に関する情報を町長に提供しなければならない。この場合において、登録飲食業者は、町長が提供された情報を使用及び加工をすることについて、承諾をするものとする。

(町内飲食店緊急支援補助金の交付対象者)

第15条の9 町内飲食店緊急支援補助金の交付を受けられる対象者は、町内に主たる店舗のある登録飲食業者とする。

(町内飲食店緊急支援補助金の額)

第15条の10 町内飲食店緊急支援補助金の額は、一の登録飲食業者につき10万円とする。

(申請手続及び実績報告)

第15条の11 補助金等規則第4条第1項の町長が定める書類は、登録飲食業者であることを証する書類とする。

2 補助金等規則第10条第1項及び第2項の規定による町長が必要と認める書類は、持ち帰り商品に関する情報を記載した書面とする。

第3章の4 食を支える日出町農林漁業者ががんばれ緊急支援事業補助金

第15条の12 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い売上高の減少等の影響を受ける農林漁業者に対し、経営安定を図るために、食を支える日出町農林漁業者ががんばれ緊急支援事業補助金(以下この章において「農林漁業補助金」という。)を交付する。

(交付対象者)

第15条の13 農林漁業補助金の交付を受けられる対象者は、今後も事業を継続する意思があり、次の各号のいずれにも該当する農林漁業者とする。

(1) 町内に主たる事業所、事務所又は住所を有する者で、次のいずれかに該当するもの

ア 認定農業者

イ 認定新規就農者

ウ 主業農林漁業者（前年の売上高が160万円以上（法人にあっては800万円以上）である者に限る。）

(2) 令和2年2月から同年12月までの間における任意の1月（以下この章において「基準月」という。）の売上高が、前年同月の売上高と比較し100分の20以上減少している者（売上高の比較が困難な場合は、基準月において新型コロナウイルス感染症の流行の影響により市場価格、販売価格等が100分の20以上減少していると農林漁業団体その他の機関が認める者）

（補助対象経費）

第15条の14 農林漁業補助金の交付の対象となる経費は、基準月及びその前2月における漁獲、生産、販売等の資材等経費であって、次の各号の区分に応じて当該各号に定めるものとする。

(1) 農林業関係 購入飼料、生産資材（種苗、肥料、農薬等）、出荷資材等の経費

(2) 水産業関係 漁船の燃油、出荷資材等の経費

（農林漁業補助金の額）

第15条の15 農林漁業補助金の額は、前条の規定による補助対象経費の額の3分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、交付対象者が個人である場合にあっては20万円、法人である場合にあっては40万円を限度とする。

（補助金の申請及び実績報告）

第15条の16 農林漁業補助金の申請は、一の農林漁業者につき1回限り行うことができる。

2 補助金等規則第4条第1項の申請は、食を支える日出町農林漁業者がなげ緊急支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第7号の5）により行うものとする。

3 補助金等規則第4条第1項の町長が定める書類は、次に定めるものとする。

(1) 主業農林漁業者にあつては、前年の売上高を証する書類

(2) 売上高減少の理由書（様式第7号の6）及び基準月の売上高を証する書類

(3) 売上高の比較が困難な場合にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響状況確認票（様式第7号の7）

(4) 資材等経費調書（様式第7号の8）及びその経費を証する書類
（交付決定及び額の確定の通知）

第15条の17 農林漁業補助金に係る補助金等規則第6条に規定する交付決定の通知及び補助金等規則第11条第2項に規定する額の確定の通知は、食を支える日出町農林漁業者ががんばれ緊急支援事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第7号の9）によるものとする。

第4章 学校臨時休業対策事業

（日出町学校臨時休業対策補助金）

第16条 新型コロナウイルス感染症の影響により、町立学校の臨時休業に伴って休止された学校給食に係る経費を負担する事業者に対し、日出町学校臨時休業対策補助金（以下この章において「学校臨時休業対策補助金」という。）を交付する。

（交付対象者）

第17条 学校臨時休業対策補助金の交付を受けられる対象者は、町立学校の給食調理業者とする。

（学校臨時休業対策補助金の額）

第18条 学校臨時休業対策補助金の額は、交付対象者が負担した休止された学校給食に係る経費の額の10分の9に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の「経費の額」とは、人件費、燃料費（基本料金に相当する部分に限る。）、減価償却費その他給食調理施設の衛生管理に関する経費の合計額をいう。この場合において、他の補助金を受けている場合は、当該補助金の額を

控除する。

(申請手続)

第19条 学校臨時休業対策補助金の申請は、一の事業者につき1回限り行うことができる。

2 補助金等規則第4条第1項の申請は、日出町学校臨時休業対策補助金交付申請(実績報告)書(様式第8号)により行うものとする。

3 補助金等規則第4条第1項の町長が定める書類は、次に定めるものとする。

(1) 学校給食に係る契約書の写し

(2) 前条第2項に規定する経費の額を算定した書類

(交付決定及び額の確定の通知)

第20条 学校臨時休業対策補助金に係る補助金等規則第6条に規定する交付決定の通知及び補助金等規則第11条第2項に規定する額の確定の通知は、日出町学校臨時休業対策補助金交付決定(額の確定)通知書(様式第9号)によるものとする。

第5章 雑則

(周知)

第21条 町長は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の実施に当たり、住民、町内事業者その他の関係者に対し、広報誌、インターネットの利用その他の方法により広く周知に努めなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(中小企業等事業活動維持支援補助金に係る経過措置)

2 中小企業等事業活動維持支援補助金は、令和2年3月1日以後に金融機関

等から融資を受けた事業者について適用する。

- 3 この告示の施行の日前に融資を受けた事業者については、第8条第4項中「当該融資が実行された日」とあるのは、「この告示の施行の日」とする。
(中小企業等経営支援助利子補給金に係る経過措置)
- 4 中小企業等経営支援助利子補給金は、令和2年3月1日前に金融機関等から融資を受けた事業者であって、同日以後に当該融資の返済条件変更に係る承認を受けた事業者について適用する。

附 則 (令和2年5月15日告示第57号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
(中小企業等賃借料等補助金に係る経過措置)
- 2 第15条の4第1項第1号に該当する事業者に係る中小企業等賃借料等補助金は、令和2年3月1日前に建物等の賃貸借契約を締結した事業者について適用する。
(町内飲食店緊急支援補助金に係る経過措置)
- 3 この告示の施行の日前までに町長が町内飲食店緊急支援補助金として交付した補助金は、この告示の相当の規定により交付した町内飲食店緊急支援補助金とみなす。

様式第1号（第4条の8）

換金手続依頼書兼受領書

年 月 日

日出町長 様

日出町子育て応援事業において配布された子育て×ひじYEAH EATサポートチケットについて、当店においてそのサポートチケットが使用されたので、下記のとおり換金手続を依頼します。

登録飲食業者の名称、 代表者名及び電話番号	名 称 代表者名 電話番号 ⑩
使用済サポートチケット の枚数	枚
換金手続依頼金額 (使用済サポートチケット の枚数×500円)	円
換金手続に来た方の氏名	

受 領 欄	私は、上記換金手続依頼金額である _____円を (小切手・現金)で確かに受領しました。 氏 名： _____ ⑩
-------------	--

受付印

様式第1号の2（第8条関係）

（表面）

日出町中小企業等事業活動維持支援補助金交付申請（実績報告）書

年 月 日

日出町長 様

住 所
名 称
代表者名
電話番号

㊞

日出町中小企業等事業活動維持支援補助金の交付を受けたいので、日出町補助金等交付規則第4条第1項及び第10条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請（実績を報告）します。

融資の名称	
融資を受けた金融機関名及び支店名	
融資を受けた金額（複数の融資を受けている場合は、その合計額）	円…①
融資を受けた日（融資金の振込があった日）	年 月 日
融資額の3%（①×3%）	円…②
交付申請額（②と30万円のいずれか少ない額）※100円未満切捨	円

【添付書類】

- 履歴事項全部証明書の写し等
- 金融機関等が発行する融資額を証する書類の写し（借用証書など）
- 新型コロナウイルス感染症に起因する融資と分かるもの
- 売上高が減少していることの申告書等

【署名】

この補助金申請に係る融資は、補助金の交付を受けることだけを目的として受けたものではありません。

氏名（自署）

※申請に当たっては、裏面の誓約を確認すること。

(裏面)

誓 約

申請者（補助事業者）は、下記の事項について誓約します。
なお、町が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、申請者（補助事業者）が日出町と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている団体
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有する等社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

申 請 者

住 所

名 称

代表者名

⑩

電話番号

※ 日出町では、日出町暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者等に暴力団でない旨の誓約をお願いしています。

様式第2号（第8条関係）

新型コロナウイルス感染症に起因する融資であることの証明書

年 月 日

日出町長 様

所在地
金融機関名
代表者名
電話番号

㊞

下記に記載する融資は、新型コロナウイルス感染症に起因する融資であることを証明します。

記

融資を受けた者	事業者名	
	代表者名	
融資の名称		
融資した金額		円
融資を実行した日（融資金の振込を行った日）		年 月 日

様式第3号（第8条、第14条関係）

新型コロナウイルス感染症の影響による売上高減少の申告書

年 月 日

日出町長 様

住 所
 名 称
 代表者名
 電話番号 ⑩

新型コロナウイルス感染症の影響により、次のとおり売上高が5%以上減少していることを申告します。

記

①業歴が1年1か月以上の方（AとBの比較）

令和2年2月以降の任意の1か月の売上高			前年同期の売上高		
年	月	売上高等	年	月	売上高等
令和2		A 千円	令和元		B 千円

②業歴が3か月以上1年1か月未満の方（AとC、D又はEの比較）

AとCの比較 AとDの比較 AとEの比較

令和2年2月以降の任意の1か月と前2か月の売上高			令和元年10～12月の売上高		
年	月	売上高等	年	月	売上高等
令和2		A 千円	令和元	10	千円
		千円	令和元	11	千円
		千円	令和元	12	D 千円
3か月の平均		C 千円	3か月の平均		E 千円

※該当する箇所にチェックを入れてください。①の方はAとB、②の方はAとC、D又はEのいずれかと比較して、5%以上減少していることが必要です。関係する箇所をご記入ください。

【添付書類】

- ・ AとBの比較…A及びBの売上高が確認できる資料
- ・ AとCの比較…A及びその前2か月の売上高が確認できる資料
- ・ AとDの比較…A及び令和元年12月の売上高が確認できる資料
- ・ AとEの比較…A及び令和元年10～12月の売上高が確認できる資料
- ・ 上記のほか本申告書の内容が確認できる資料

様式第4号（第9条関係）

第 年 月 日 号

様

日出町長

日出町中小企業等事業活動維持支援補助金交付決定（額の確定）通知書

年 月 日付けで申請のあった日出町中小企業等事業活動維持支援補助金の交付申請及び実績報告については、次のとおり交付することの決定（額の確定）をしたので、日出町補助金等交付規則第6条及び第11条第2項の規定により通知します。

補助金の交付決定額 （補助金の確定金額）	円
交 付 の 条 件	
そ の 他	

様式第5号（第14条関係）

（表面）

日出町中小企業等経営支援利子補給金交付申請（実績報告）書

年 月 日

日出町長 様

住 所
名 称
代表者名
電話番号

⑩

日出町中小企業等経営支援利子補給金の交付を受けたいので、日出町補助金等交付規則第4条第1項及び第10条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請（実績を報告）します。

融資の名称	
融資を受けた金融機関名及び支店名	
既往債務の返済条件変更に係る承認を受けた日（契約日等）	年 月 日
交付対象期間（約定利子の初回の支払月から6月以内）	年 月～ 年 月
交付対象期間における支払利子総額（複数ある場合は、その合計額）	円…①
交付申請額（①と10万円のいずれか少ない額）※100円未満切捨	_____円

【添付書類】

- 履歴事項全部証明書の写し等
- 返済条件変更の承認を受けたことを証する書類の写し（契約書等）
- 金融機関等が発行する利息の支払額を証する書類
- 売上高が減少していることの申告書等

【署名】

この利子補給金申請に係る返済条件変更は、利子補給金の交付を受けることだけを目的として行ったものではありません。

氏名（自署）_____

※申請に当たっては、裏面の誓約を確認すること。

(裏面)

誓約

申請者（補助事業者）は、下記の事項について誓約します。
なお、町が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、申請者（補助事業者）が日出町と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている団体
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有する等社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

申請者

住所

名称

代表者名

㊞

電話番号

※ 日出町では、日出町暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者等に暴力団でない旨の誓約をお願いしています。

様式第6号（第14条関係）

既往債務の返済条件変更を承認した融資であることの証明書

年 月 日

日出町長 様

所在地
金融機関名
代表者名
電話番号

㊞

下記に記載する融資は、新型コロナウイルス感染症に起因して既往債務の返済条件変更を承認した融資であることを証明します。

記

融資を受けた者	事業者名	
	代表者名	
融資の名称		
融資した金額		円
融資を実行した日		年 月 日
返済条件の変更を承認した日 (契約日等)		年 月 日

様式第7号（第15条関係）

第 年 月 日 号

様

日出町長

日出町中小企業等経営利子補給金交付決定（額の確定）通知書

年 月 日付けで申請のあった日出町中小企業等経営利子補給金の交付申請及び実績報告については、次のとおり交付することの決定（額の確定）をしたので、日出町補助金等交付規則第6条及び第11条第2項の規定により通知します。

補助金の交付決定額 （補助金の確定金額）	円
交 付 の 条 件	
そ の 他	

様式第7号の2（第15条の5関係）

（表面）

日出町中小企業等賃借料等補助金交付申請（実績報告）書

年 月 日

日出町長 様

住 所
名 称
代表者名
電話番号

㊟

日出町中小企業等賃借料等補助金の交付を受けたいので、日出町補助金等交付規則第4条第1項及び第10条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請（実績を報告）します。

* 共通事項

事業所等の所在地及び用途	事業所等の建物の形態	本店の所在地
所在地：日出町 用途：	<input type="checkbox"/> (1) 事業所等のみ <input type="checkbox"/> (2) 自宅兼事業所等	<input type="checkbox"/> (3) 町内にある <input type="checkbox"/> (4) 町内にない

□ア 事業所等を賃借している事業者

事業所等の賃貸借契約締結日	年 月 日
事業所等の賃借料月額 (①)	円
交付対象額 (②)	<input type="checkbox"/> (2) 又は(4)に該当 ①×(3分の1)×6×(2分の1)
	<input type="checkbox"/> (2) 及び(4)に該当 ①×(3分の1)×6×(4分の1)
	<input type="checkbox"/> 上記以外に該当 ①×(3分の1)×6
交付申請額 (②と20万円のいずれか少ない額) ※100円未満切捨	_____円

□イ 上記ア以外の事業者

交付申請額	<input type="checkbox"/> (2) 又は(4)に該当	50,000円
	<input type="checkbox"/> (2) 及び(4)に該当	25,000円
	<input type="checkbox"/> 上記以外に該当	100,000円

※□の中にチェックを入れ、関係する箇所をご記入ください。

(裏面)

誓 約

申請者（補助事業者）は、下記の事項について誓約します。
なお、町が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、申請者（補助事業者）が日出町と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている団体
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有する等社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

申 請 者

住 所

名 称

代表者名

Ⓔ

電話番号

※ 日出町では、日出町暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者等に暴力団でない旨の誓約をお願いしています。

様式第7号の3（第15条の5関係）

売上高が減少していることの申告書

年 月 日

日出町長 様

住 所
名 称
代表者名
電話番号

⑩

新型コロナウイルス感染症の影響により、次のとおり売上高が100分の20以上減少していることを申告します。

記

①業歴が1年1か月以上の方（AとBの比較）

令和2年2月から7月の間の任意の1か月の売上高		
年	月	売上高等
令和2		A 千円

前年同期の売上高		
年	月	売上高等
令和元		B 千円

②業歴が3か月以上1年1か月未満の方（AとC、D又はEの比較）

AとCの比較

AとDの比較

AとEの比較

令和2年2月から7月の間の任意の1か月前2か月の売上高		
年	月	売上高等
令和2		A 千円
		千円
		千円
3か月の平均		C 千円

令和元年10～12月の売上高		
年	月	売上高等
令和元	10	千円
令和元	11	千円
令和元	12	D 千円
3か月の平均		E 千円

※該当する箇所にチェックを入れてください。①の方はAとB、②の方はAとC、D又はEのいずれかと比較して、20%以上減少していることが必要です。関係する箇所をご記入ください。

【添付書類】

- ・ AとBの比較…A及びBの売上高が確認できる資料
- ・ AとCの比較…A及びその前2か月の売上高が確認できる資料
- ・ AとDの比較…A及び令和元年12月の売上高が確認できる資料
- ・ AとEの比較…A及び令和元年10～12月の売上高が確認できる資料
- ・ 上記のほか本申告書の内容が確認できる資料

様式第7号の4（第15条の6関係）

第 年 月 日 号

様

日出町長

日出町中小企業等賃借料等補助金交付決定（額の確定）通知書

年 月 日付けで申請のあった日出町中小企業等賃借料等補助金の交付申請及び実績報告については、次のとおり交付することの決定（額の確定）をしたので、日出町補助金等交付規則第6条及び第11条第2項の規定により通知します。

補助金の交付決定額 （補助金の確定金額）	円
交 付 の 条 件	
そ の 他	

様式第7号の5（第15条の16関係）

（表面）

食を支える日出町農林漁業者ががんばれ緊急支援事業補助金
交付申請書兼実績報告書

年 月 日

日出町長 様

申請者 住 所
氏 名 印
連絡先
〔 法人にあっては、
名称及び代表者の氏名 〕

食を支える日出町農林漁業者ががんばれ緊急支援事業補助金の交付を受けたいので、日出町補助金等交付規則第4条第1項及び第10条第1項の規定により、別紙関係書類を添えて交付申請及び実績報告をします。

記

補助金等の交付申請額	円
補助対象経費	円
補助対象期間	令和2年 月～ 月（3か月）

【添付書類】

- 主業農林漁業者にあっては、前年の売上高を証する書類
- 売上高減少の理由書
- 売上高の比較が困難な場合にあっては、新型コロナウイルス感染症の影響状況確認票及び基準月の売上高を証する書類
- 資材等経費調書

※職員確認欄	<input type="checkbox"/> 認定農業者	<input type="checkbox"/> 認定新規就農者	<input type="checkbox"/> 主業農林漁業者
--------	--------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

(裏面)

誓 約

申請者（補助事業者）は、下記の事項について誓約します。

なお、町が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、申請者（補助事業者）が日出町と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている団体
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有する等社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

申 請 者

住 所

名 称

代表者名

電話番号

⑩

※ 日出町では、日出町暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者等に暴力団でない旨の誓約をお願いしています。

様式第7号の6（第15条の16関係）

新型コロナウイルス感染症の影響による売上高減少の理由書

年 月 日

日出町長 様

申請者 住所
氏名
連絡先
〔 法人にあつては、
名称及び代表者の氏名 〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、次のとおり売上高が100分の20以上減少していることを申告します。

記

① 令和2年2月から12月 までの間の任意の1か月 (基準月)の売上高	月	千円
② 前年同月の売上高	月	千円
(新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少となった経緯、理由等)		

※売上高を証する書類を添付してください。

様式第7号の7（第15条の16関係）

新型コロナウイルス感染症の影響状況確認票

年 月 日

日出町長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先
〔 法人にあつては、
名称及び代表者の氏名 〕

新型コロナウイルス 感染症の影響状況	(可能な限り具体的に記載してください。)
確認欄	上記内容を読めます。 機関・団体 確認者名 印

※ 確認欄は、記載内容が事実であるかについて、農林漁業団体その他の機関の確認を受けてください。

様式第7号の9（第15条の17関係）

第 年 月 日 号

様

日出町長

食を支える日出町農林漁業者がんばれ緊急支援事業補助金
交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付で提出のあった食を支える日出町農林漁業者がんばれ緊急支援事業補助金交付申請書並びに実績報告書に基づき、下記のとおり交付を決定し、併せて補助金の額を確定したので、日出町補助金等交付規則第6条及び第11条第2項の規定により通知します。

記

補助対象経費	円
補助金の交付決定額	円
補助金の額の確定額	円

様式第8号（第19条関係）

（表面）

日出町学校臨時休業対策補助金交付申請（実績報告）書

年 月 日

日出町長 様

申請者

住所（所在地）

氏名（団体名）

㊞

（代表者名）

電話番号

日出町学校臨時休業対策補助金の交付を受けたいので、日出町補助金等交付規則第4条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

補助事業等の名称	学校臨時休業対策事業
補助事業等の対象期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
補助金等の交付申請額	円
添付書類	(1) 学校給食に係る契約書の写し (2) 前条第2項に規定する経費の額を算定した書類

※ 申請に当たっては、裏面の誓約を確認すること。

(裏面)

誓 約

申請者（補助事業者）は、下記の事項について誓約します。
なお、町が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、申請者（補助事業者）が日出町と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている団体
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有する等社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

申 請 者

住所（所在地）

氏名（団体名）

⑩

（代表者名）

電 話 番 号

※ 日出町では、日出町暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者等に暴力団でない旨の誓約をお願いしています。

様式第9号（第20条関係）

日出町学校臨時休業対策補助金交付決定（額の確定）通知書

第 号
年 月 日

様

日出町長

印

年 月 日付けで申請（実績報告）のあった日出町学校臨時休業対策補助金の交付については、次のとおり交付の決定（額の確定）をしたので、日出町補助金等交付規則第6条及び第11条第2項の規定により通知します。

日出町学校臨時休業対策補助金交付決定額 (日出町学校臨時休業対策補助金の確定金額)
円